

交運労協 FAX ニュースNO. 38

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2012年10月1日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 交運労協 関 政治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

[2013年度予算概算要求]

国土交通省自動車局(バス、ハイタク関係)と交渉

9月26日(水)10時より、国土交通省において、「2013年度予算概算要求」の「バス、ハイタク関係」について回答を受けました。交運労協からは、事務局をはじめ構成組織の担当者が出席し、事前に提出していた要求内容について、関係各課より回答が示され、出席した構成組織の担当者から質問・要望等が出されました。

I. バス関係

1. 「バス事業のあり方検討会報告書」の諸施策について

(1)貸切バス事業者の資格要件の厳格化、監査の強化・効率化、諸対策の実施に係る周知徹底など、前倒しも含めてその実施に係る諸費用について積極的に予算要求をされたい。

【自動車安全政策課、旅客課】

本年4月に発生した関越動における高速ツアーバス事故を受け実施した緊急重点監査等を通じ、法令遵守が徹底されていない問題や、過労運転等の構造上の問題が顕在化した。

このような背景を受け、平成25年度の予算要求においては、監査体制の充実や強化のための予算など、過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援を要求している。

(2)「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度」について、国として旅行事業者や利用者、関係機関に周知徹底が図られるよう支援されたい。また、認定を受けた事業者に対する優遇制度を創設されたい。

【自動車局旅客課】

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」については、認定を受けた貸切バ

ス事業者を認定の都度、プレス発表するとともに、日本バス協会の他、国土交通省のホームページ上でも公開している。また、関越道の事故を受けて取りまとめられた緊急対策として策定された「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」においても、認定制度も参考に貸切バスを選定することとしており、「高速バス表示ガイドライン」においても、当該認定の有無をバスの車体の他、ホームページ等に表示することとしており、制度の周知徹底を図っている。

認定事業者は、ホームページでも公表や、「セーフティバス」マークの表示等を通じて、安全に対する取り組み状況が優良であることを利用者や旅行会社に周知することができ、安全性の高い貸切バス事業者として選択されやすくなり、ビジネス上有利に働くと考えている。

2. 監査要員の増員とデジタコ・ドラレコの経費補助について

輸送の使命は安全運行であるにも係わらず、改善基準告示違反が一向に改善されないため、監査要員の増員に向けた予算を拡充されたい。また、デジタコ及びドラレコについては、一層の普及促進を図るため、補助率の緩和策等を図られたい。

【自動車局安全政策課】

輸送の安全と利用者利便の確保のため、これまでも監査体制の増強に努め、監査方針に基づく監査をするとともに、労働局等の関係機関と連携した監査を実施する等、効果的、効率的監査を実施し、法令違反が認められた場合には、行政処分基準等に基づき厳正に対処している。

高速ツアーバスの事故を受け、各種の対策を総合的に推進しているが、今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」を設置し、実効性ある監査や処分のあり方や監査に係る体制等について検討を行い、今年度末のとりまとめを予定している。

当面の監査体制の強化については、平成 25 年度の増員要求において、地方運輸局の監査要員を本年度末の 320 名から 1 割以上に相当する 34 名を増員する他、安全基準や監査の企画立案体制強化のため、安全監理室の設置等を要求している。

デジタコ及びドラレコの導入補助制度については、平成 25 年度の予算要求において、既存の各種支援に加え、新たに過労運転防止のための先進的な取り組み支援に対する支援を追加要求している。

3. 地域公共交通確保維持改善事業について

(1) 地方バス路線の維持活性化対策に向けての予算拡充

地域における生活交通を確保するとともに、安心して誰もが使える地域公共交通

を実現するため、地方バス路線の維持活性化に向けて予算を拡充されたい。

【自動車局旅客課】

地域の生活交通の存続が危機に瀕している現状に鑑み、平成 24 年度予算において、地域の生活交通の確保維持改善に対する支援制度の充実等を図るため、復興庁計上の 26 億円を含め、332 億円を確保した。

平成 25 年度予算概算要求においても、生活交通の適切な確保や維持等が可能となるよう総額で約 342 億円を要求している。

(2) 車両購入費補助の拡充

新たな車両購入費補助の分割補助は、厳しい経営実態を余儀なくされている地方バス事業者にとっては、非常に活用しづらい制度となっている。金融面からの支援を含め、制度のより一層の充実に向けて予算を拡充されたい。

【自動車局旅客課】

車両の購入に対する補助については、平成 21 年に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおける指摘を踏まえ、購入費補助から償却費補助に見直しを図ったところである。見直し後、年々広く活用されているところであり、引き続き所要額を確保し、制度の充実を図っていきたい。

(4) 地域交通バリア解消促進事業について

高齢者や障害のある人など全ての人が安全・安心に移動できるよう、鉄道駅におけるバス停留所のバリアフリー化や、駅ホームから直接バス乗り場に移動できるユニバーサルデザインの促進、バスからバスへの乗り継ぎ施設の改善を図ると共に、バス車両のバリアフリー化促進、ICカードシステムの導入促進など、公共交通の活性化・再生を推進するための補助予算を拡充されたい。

【自動車局旅客課】

ご指摘の各施策については、バスのバリアフリー化、利用促進等の観点から重要と考えており、必要な支援が可能となるよう要求している。

4. 走行環境改善の予算措置について

走行環境改善に向け、渋滞交差点の改良や立体高架の整備、バスカメラを活用したバスレーンにおける違法走行車両の警告、バス優先レーンの拡充に向けた予算措置を図られたい。また、ノンステップバスに対応したバス停留所の改修に向けて予算を拡充されたい。

【自動車局旅客課】

バス専用レーン等において違法走行等をしている車両の警告のために必要な車載カメラ等に対する補助については、バリアフリー化のための補助金に

において、平成 17 年度から 20 年度まで予算を確保し、主に首都圏の車両に対して補助を行ってきた。平成 21 年度以降は、当該補助金は役割を終え、現在は主にノンステップバスへの補助金に集約されているが、引き続きバリアフリー化、利用環境改善のために必要な予算を確保し、充実を図っていきたい。

※【道路局回答】

5. 低公害車普及促進対策等について

「低公害車普及促進対策」、「次世代大型車開発」、「自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業」などの各事業について、環境負荷の低減や自動車事故防止・安全性向上などの観点から積極的に概算要求額を増額されたい。

【環境政策課】

環境に優しい自動車社会に向け、ハードとソフトの両面から総合的な施策を推進しており、具体的には、低公害車の普及促進を図るため、環境性能に優れた車両の導入に対する支援を行っている。特に、電気自動車については、平成 25 年度概算要求において、特別重点要求としての予算拡充を盛り込んだ。引き続き、低公害車の普及促進等に向け、適切に対応していく。

6. 燃料の高騰対策について

燃料の高騰が経営を圧迫していることから、軽油引取税の減免を含む軽減措置や、地球温暖化対策税の減免を含む軽減措置を講じられたい。また、地球温暖化対策税の減免措置が困難な場合、現在バス事業に対してエネルギー特会で実施されている「低炭素型自動車普及促進事業費補助金」について、関係省庁と連携して補助額を拡充されたい。

【自動車局旅客課】

軽油引取税の当分の間税率については、厳しい地方の財政事情や地球温暖化対策の観点から維持することとされているが、今後、自動車関係諸税の見直し等について引き続き政府全体で検討していくべき事項と認識している。

バス事業に対する補助については、エネルギー特会による「低炭素型自動車交通推進事業費補助金」の他、「地域公共交通確保維持改善事業」により引き続き事業者の取り組みに対して適切に支援していく。

II. ハイタク関係

1. 地域住民の足の確保に向けて

地域住民の足の確保のために、乗合タクシーやデマンドタクシーなどの活用を図るため、車両導入や輸送に公的助成措置を講じられたい。

【総合政策局交通支援課】

地域公共交通確保維持改善事業において、補助対象の幹線バス交通と密接、或いは過疎地域等の幹線交通と密接な一定のフィーダー路線を運航する乗合タクシーやデマンドタクシーを活用した地域内交通に対して支援を行っている。平成 25 年度予算概算要求においても、必要な支援が可能となるよう要求を行っている。

2. 事業適正化の事前チェック体制強化について

リース制や企業内個人タクシーに名を借りた、名義貸しなどの違法行為を公然と行う事業者が横行しているとともに、道路運送法違反や改善基準違反が後を絶たない。しかし、悪質な事業者数に対して監査要員の絶対数が不足しており、体制として不十分である。従って、必要な要員確保に向けた財政措置を講じられたい。

【自動車局安全政策課】

新規参入の許可に際し、輸送の安全と利用者利便の確保を図る観点から、適正な事業運営を行うために必要な基準を定めて厳格な審査を行うとともに、事後チェック体制の充実や強化を図っている。

当面の監査体制の強化については、平成 25 年度の増員要求において、地方運輸局の監査要員を本年度末の 320 名から 1 割以上に相当する 34 名を増員する他、安全基準や監査の企画立案体制強化のため、安全監理室の設置等を要求している。

3. 福祉輸送の対価等の事後チェックについて

自家用車有償輸送が「福祉」と「過疎地の交通空白地」に拡大されたが、非営利事業であることから輸送対価は純然たる実費とし、利用者利便や保護に努めなければならない。おおむねタクシー運賃の半額以下とされている輸送対価や介護費用取得状況、事故発生状況、運行管理体制など、適正に処理・運営されているか事後チェックのための必要な財政措置を講じられたい。

【自動車局旅客課】

福祉有償運送及び過疎地有償運送の運送主体については、NPO 等の営利を目的としない者に限定しているところであり、また対価についても、営利を目的とするようなものとならないよう、実費の範囲内であることや、運営協議会において協議が整っていること等を要件としており、関係通達で対価の基準について明確にしている。また、事後チェックについては、登録を受けた団体に対して必要に応じ監査を実施し、監査の結果、輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項等に違反している事実が判明した場合には、是正命令や業務の停止、さらには登録の取り消しまで行うことが可能となっていることから、特段の財政措置を講じなくとも悪質な団体に対しては

厳格に対処し、利用者保護を図っていくことが可能と考えている。

4. タクシー産業の活性化関係について

(1) 運転者登録制度の充実と拡大について

現行導入されているハイタク運転者資格に関する登録制度は「よりよいタクシーサービスの提供」と「ハイタク運転者の社会的地位の向上」を図ることを目的としていることから、引き続き、同制度の内容充実を図るとともに、全国一律の適用とする資格制度への必要な財政を措置されたい。

【自動車局旅客課】

運転者登録制度については、タクシー業務適正化特別措置法の改正に基づき、平成20年6月から輸送の安全の観点を選定した一定の講習の修了を登録要件とする等の制度改正を行い、現在、全国13地域で実施しており、苦情件数の減少につながる等、一定の効果をあげている。運転者登録制度は、交通政策審議会答申においても、制度改正の成果を踏まえつつ、対象地域の更なる拡大を検討すべきであると指摘されていることから、制度改正の成果や各地域のタクシー事業の実態、さらには地域指定に対する業界からの要望等も踏まえつつ、地域の更なる拡大について必要な検討を行っていききたい。

(2) 公共交通における道路使用優先策について

地球温暖化対策の一環として、公共交通機関の積極利用が望まれている。都市部を中心とした乗合バスの定時運行に向けてバスレーンが設置されている。欧州では都市部における公共交通の走行環境改善策として、バスとタクシー共用レーンとなっている。公共交通優先策の一環として地域で共用走行している区間もあるが、更なる拡充を図ると共にタクシー・ベイの増設等の財政措置を講じられたい。

※【道路局回答】

5. 安全確保等に向けて

(1) 防犯対策について

①防犯仕切板設置の義務付け、GPSと連動した緊急通報装置付無線機設置の推進、車外防犯灯等の設置を義務付け、車内防犯カメラの装着推進。

②防犯に関する諸対策の検討の場として、関係行政、事業者、労働者による防犯対策委員会の設置。

③事業者ならびに運転者に対する「防犯講習会」の開催。

以上3項目に関する補助策としての財政措置を講じられたい。

【自動車局旅客課】

タクシーを対象とした強盗事件に対しては、犯罪の撲滅に向けて防犯対策の一層の強化について、タクシー事業者に対する指導を徹底していきたい。

平成 21 年 4 月に警察庁において、タクシー強盗防犯対策会議が開催され、新たなタクシー防犯基準を定めるとともに、その普及促進を図ることが決定されている。新たなタクシーの防犯基準においては、設置が望ましい防犯設備として、車内防犯カメラが追加されている。

なお、運行管理の高度化等を目的として、平成 22 度に新たなドラレコの導入に対する補助制度を創設し、ドラレコとして車内撮影カメラも補助対象となっており、本年度も補助を実施している。

(2) 運行記録計の装着義務化について

運輸規則が改正され、運行記録計の装着義務が 22 条によるもののほか、運輸局長が地域を指定できる事になった。運行記録計はデジタル化によって十分なデータが得られるとともに、改善基準を中心とした過労運転防止などの監査にも有効活用できるなど、違法行為の抑止にもつながる。全地域での装着を義務化するとともに必要な財政補助のための予算を措置されたい。

【自動車局旅客課】

タクシー車両における運行記録計による記録については、流し営業を主体に行う地域においては、営業所における運転者の管理に限界があることから、事業者によってより確実かつ合理的な運行管理を担保するために、その記録を義務付けている。今後も各地域の状況を見ながら、運行記録計による記録を義務付ける地域の範囲について、必要に応じて検討していきたい。

(3) 福祉車両のUD化開発促進について

タクシーは、高齢者や移動制約者の移動・移送サービスの向上に積極的に対応している。しかし、そのために福祉車両の導入、維持・運行において多大なコストを必要とするのも事実であり、仕様の統一、バリアフリー化対応など、福祉対応型車両の開発が急務である。また、専用車両開発にあたっては、乗務員の安全に配慮した防犯対策を講じるとともに、タクシー事業の経費負担軽減のため下記事項に対する助成、補助の拡充を図られたい。

- ①タクシー専用車両の開発と普及を図られたい。
- ②リフト付タクシー車両の購入費とそれの運行・運営に係る費用助成を措置されたい。
- ③福祉車両に関する税制の特例措置を講じられたい。
- ④運転者等のバリアフリーに関わる資格取得に要する費用を援助されたい。

【自動車局旅客課】

タクシー専用車両の開発については、従来からの議論や検討を踏まえ、平成22年12月にユニバーサルデザインタクシー車両が発売されている。国交省としては、タクシー防犯基準を踏まえた防犯仕切版設置等の防犯対策の一層の強化を図りつつ、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図っていきたい。

福祉車両の購入等は、地域公共交通確保維持改善事業の地域公共交通バリア解消促進等事業において、購入費及び改造費について補助対象となっている。

運転者等の資格取得については、今後タクシー事業に対して福祉の観点から社会的な要請が高まる考えられることから、これまで実施してきた乗務員教育や全国福祉輸送サービス協会等が主体となって実施しているタクシー乗務員バリアフリー研修等をしており、一部の研修等については、教育訓練給付金制度の対象とされている。

以上